

令和5年度第8回銚子市農業委員会会議録

1 日 時 令和5年10月10日（火）午後3時30分

2 場 所 銚子市役所2階会議室

3 議 題

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請処理について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請処理について

議案第3号 耕作目的の農地買受適格証明交付申請処理について

議案第4号 農用地利用集積計画について

4 出席者（在任委員26名中25名）内農業委員出席15名

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	坂尾 清志	2	加瀬 明	3	平津 清
4	加瀬 芳枝	5	藤ヶ崎 勘兵衛	6	信太 庄一郎
7	高橋 律子	8	宮内 弘	9	加瀬 佳二
10	山口 雅明	11	唐津 茂雄	12	山口 昭彦
13	木内 和夫	14	高木 伸行	15	島崎 隆
16	岩瀬 定雄	17	嶋田 正明	18	野口 英夫
19	向後 繁範	20	多田 秀一	21	関根 弘幸
22	鈴木 正明	23	石毛 清	24	欠席
25	早船 徳治	26	宮内 一郎		

5 欠席者 議席番号24番宮内 春雄委員

6 事務局出席者（4名）

事務局長	榊原 晴彦	主 査	佐藤 誠之
主任主事	寺井 大智	主 事	鈴木 江美

7 会議の概要

議 長

午後3時30分開会

それではただいまより、令和5年度第8回銚子市農業委員会総会を開会いたします。本日の欠席者は、議席番号24番宮内 春雄委員1名です。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過半数の出席がありますので、本総会は成立いたします。

会議に先立ちまして、先例にならない議事録署名人2名を議長が指名することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

全員異議なしと認めまして、私の方から指名いたします。

議席番号7番 高橋 律子委員

議席番号9番 加瀬 佳二委員 このお二人に議事録署名人

をお願いいたします。議事に入る前に、各委員にお願いがあります。

農業委員会等に関する法律第31条第1項で「委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」と規定されておりますので、該当議案につきましては、議事進行前に退席くださるようお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第1号を議題といたします。事務局に朗読を願います。

(事務局朗読)

議長

事務局の朗読が終わりました。

順位1番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第1号の1

〇〇委員

それでは、順位1番についてご説明申し上げます。本件は、農地法第3条の規定による売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇町〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇市〇〇〇〇です。申請の地番、地積は塚本町1002番、登記簿地目畑、現況畑、地積1,362㎡外1筆合計地積2,362㎡です。申請地は、農振農用地区域内にあり、現地調査をしたところ、場所は、かもめ大橋から県道銚子海上線を長山方面に向かい鈴木安太郎商店銚子工場の先を右折し、750mほど進み右折し150m進んだ左側外です。現在はキャベツが栽培されていきました。本件の申請理由につきましては、譲渡人は、生活拠点が銚子市から遠方で、耕作するのが不可能であり、維持・管理が困難であるためです。譲受人は、自己が所有する畑に隣接し、耕作するのに作業効率が良いため、購入します。また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思い

ます。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

順位2番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第1号の2

〇〇委員

それでは、順位2番についてご説明申し上げます。本件は、農地法第3条の規定による売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇町〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は塚本町1076番、登記簿地目山林、現況畑、地積459㎡です。申請地は、農振農用地区域内にあり、現地調査をしたところ、場所は、かもめ大橋から県道銚子海上線を長山方面に向かい鈴木安太郎商店銚子工場の先を右折し、300mほど進み右折し120m進んだ右側です。現在はロータリー耕がされていました。本件の申請理由につきましては、譲渡人は、生活拠点が銚子市から遠方で、耕作するのが不可能であり、維持・管理が困難であるためです。譲受人は、自己が所有する畑に隣接し、耕作するのに作業効率が良いため、購入します。また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

	(なし)
議 長	ご意見等が無いようですので、採決いたします。 本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。 順位 3 番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。
	議案第 1 号の 3
〇〇委員	それでは、順位 3 番についてご説明申し上げます。本件は、農地法第 3 条の規定による贈与による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇町〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は小浜町 1 6 1 9 番、登記簿地目畑、現況畑、地積 1, 2 6 2 m²外 3 筆合計地積 5, 4 9 9 m²です。申請地は、農振農用地域内にあり、現地調査をしたところ、場所は、国道 1 2 6 号線を旭方面に進み、三崎町 3 丁目ネッツトヨタ三崎店の 1 0 0 m 先を右折し、7 0 0 m 進んだ右側外です。現在はロータリー耕がされていました。本件の申請理由につきましては、譲渡人は、高齢になってきていて、農業経営が難しくなってきたので譲り渡します。譲受人は、譲渡人の希望により、農業経営の拡大にもなるため譲ってもらいます。また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。
議 長	担当委員の説明が終わりました。 ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。
	(なし)
議 長	ご意見等が無いようですので、採決いたします。 本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。 順位 4 番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第 1 号の 4

〇〇委員

それでは、順位 4 番についてご説明申し上げます。本件は、農地法第 3 条の規定による売買による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇町〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は森戸町 4 6 1 番 1、登記簿地目田、現況田、地積 2 6 1 m²です。申請地は、農業振興地域内の農用地区域外にあり、現地調査をしたところ、場所は、国道 3 5 6 号線を東庄方面に進み、森戸町に入り一つ目の信号を左折し、一軒目の家の裏です。現在は耕作がされていませんでした。本件の申請理由につきましては、譲渡人は、長年耕作せず、葎が群生して冬には枯れて、防災上近くの住宅に支障をきたすため所有権を移転し、譲受人が耕作します。また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、譲受人である成毛さんが、新たに農業を始める計画であるため、第 5 調査区において 1 0 月 3 日に譲受人においでいただき、営農計画について確認をし、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決めます。

順位 5 番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第 1 号の 5

〇〇委員

それでは、順位 5 番についてご説明申し上げます。本件は、農地法第 3 条の規定による贈与による所有権移転の申請です。本件の譲受人は、〇〇町〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は高野町 7 8 7 番、登記簿地目畑、現況畑、地積 1, 0 7 3 m²外 2 6 筆合計地

積 23016.90㎡です。申請地は、一部農振農用地区域内にあり、一部農業振興地域内の農用地区域外にあります。現地調査をしたところ、場所は、国道356号線を銚子大橋方面に向かい、柴崎町の信号を右折し三宅方面に向かい1km直進しY字路を左折し250m方面に進み、ななめ右に110m進み、ななめに下り190m進みT字路を右折し400m進んだところ です。現在は大根が作付けされていました。本件の申請理由につきましては、譲渡人は、高齢となり、農業経営が難しくなってきたので、譲り渡します譲受人は、農業経営の拡大のため、譲渡人の希望により譲ってもらいます。また、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はありませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

議案第2号を議題といたします。事務局に朗読を願います。

(事務局朗読)

議 長

事務局の朗読が終わりました。

順位1番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第2号の1

〇〇委員

それでは、順位1番についてご説明いたします。本件は農地法第5条の規定による転用を伴う賃借権設定の申請です。本件の譲受人は、〇〇町有限会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は、猿田町1294番1、登記簿地目畑、現況畑、地積1,290㎡外2筆合計地積2,795㎡です。申請の用途は、牛舎用地

です。申請地の場所は、旧猿田小学校の正門から50m先の右側です。現地調査を行ったところ、現在は、飼料用とうもろこしが耕作されていました。農地の区分としては、農振農用地区域内です。また、用途地域については指定されていません。転用計画につきましては、牛舎1棟1,323㎡で、工期としては、令和5年11月20日から令和6年4月30日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。雑排水については、汚水、雑排水は、放流予定はありません。雨水は、地下浸透処理です。隣接農地の耕作者にも事業の説明を了承を得ていることから、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますので、よろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

順位2番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第2号の2

〇〇委員

それでは、順位2番についてご説明いたします。本件は農地法第5条の規定による転用を伴う使用貸借権設定の申請です。本件の譲受人は、〇〇町〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は、森戸町588番、登記簿地目田、現況田、地積294㎡です。申請の用途は、駐車場(6台)用地です。申請地の場所は、国道356号線を東庄方面に進み、森戸町に入り一つ目の信号を左折し200m進み、JRの踏切の手前を左折し250m進み道なりに進み3ツ目のT字路を右折したら川を渡り右側です。現在は、駐車場になっていました。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されてなく、第2種農地と判断します。転用計画につきましては、駐車場6台150㎡分です。雑排水については、

4. 75㎡です。申請の用途は、専用住宅用地です。申請地の場所は、国道356号線を東庄方面に向かい、野尻町銚子商工信用組合の信号を左に入り、300m先を左折し、200m先JR野尻踏切を渡り30m先を左折し、150m進んだ左側です。現地調査を行ったところ、現在は、耕作されていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されておりませんが、JR椎柴駅から300m以内のため第3種農地と判断します。転用計画につきましては、専用住宅1棟60.12㎡、カーポート1棟32.87㎡で、工期としては令和5年12月1日から令和6年6月30日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の融資に関する書類が添付されております。雑排水については、汚水雑排水は合併浄化槽により浄化した後、前面市道側溝に放流します。雨水は、宅内にて浸透処理します。隣接農地の耕作者にも事業の説明を了承を得ていることから、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。

申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

順位4番と5番について関連がありますので一括審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第2号の4・5

〇〇委員

それでは、順位4番と5番は関連がありますので、一括してご説明いたします。本件は農地法第5条の規定による転用を伴う所有権移転の申請です。本件の譲受人は、東京都〇〇区〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇です。譲渡人は、〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は、四日市場町455番1、登記簿地目田、現況田、地積348㎡外2筆合計地積1,879㎡で

す。申請の用途は、太陽光発電施設用地です。申請地の場所は、国道３５６号を東庄方面に進み、四日市場町カワチ薬品から３００ｍ進み左折し、１００ｍ進んだ左側です。現地調査を行ったところ、現在は、耕作されていませんでした。農地の区分としては、農業振興地域内の農用地区域外であり、土地改良受益地でもありません。また、用途地域については指定されなく、第２種農地と判断します。転用計画につきましては、太陽光発電パネル１９２枚を設置する予定で、工期としては令和５年１１月１５日から令和６年１月３１日までの予定となっています。事業に係る資金としては、銀行の残高証明書が添付されております。雑排水については、汚水、雑排水は発生しません。雨水は、自然浸透です。隣接農地の耕作者にも事業の説明をし了承を得ていることから、周辺農地等に係る営農条件への支障はないと考えます。申請の内容は以上のとおりで、許可するを相当と思いますのでよろしくご審議の程、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

議案第３号を議題といたします。事務局に朗読を願います。

(事務局朗読)

議 長

事務局の朗読が終わりました。

順位１番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第３号の１

〇〇委員

順位１番についてご説明申し上げます。本件は、耕作目的の農地買受適格証明の申請です。本件の申請人は、〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は、小浜町２６３７番１、登記簿地目山林、現況畑、地積４，０３６㎡です。申請地は、農業振興地域内の農用地区域外にあります。現地調査をしたところ、場所は国道１２６号線を旭方面に進み、ミニストップを右

折し、700m進み左折し、200m進んだ右側です。現在はキャベツが栽培されていました。

本件の申請理由につきましては、申請人は証明書を添えて競売に参加し、買受後は申請地で、キャベツを栽培するとのことです。また、申請人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、承認要件のすべてを満たしております。内容は以上のとおりで、承認するを相当と思いますのでよろしくご審議のほど、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について承認することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

(〇〇委員退席)

議 長

順位2番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第3号の2

〇〇委員

順位2番についてご説明申し上げます。本件は、耕作目的の農地買受適格証明の申請です。本件の申請人は、〇〇町株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇です。申請の地番、地積は、小浜町2637番1、登記簿地目山林、現況畑、地積4,036㎡です。申請地は、農業振興地域内の農用地区域外にあります。場所については、順位1番と同じですので説明は省略します。現地調査をしたところ、現在はキャベツが栽培されていました。本件の申請理由につきましては、申請人は証明書を添えて競売に参加し、買受後は申請地で、キャベツを栽培するとのことです。また、申請人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから、農地法第3条第2項

各号には該当しないため、承認要件のすべてを満たしております。内容は以上のとおりで、承認するを相当と思いますのでよろしくご審議のほど、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について承認することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

(〇〇委員着席)

議 長

順位 3 番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。

議案第 3 号の 3

〇〇委員

順位 3 番についてご説明申し上げます。本件は、耕作目的の農地買受適格証明の申請です。本件の申請人は、〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は、小浜町 2 6 3 7 番 1、登記簿地目山林、現況畑、地積 4, 0 3 6 m²です。申請地は、農業振興地域内の農用地区域外にあります。現地調査をしたところ、場所については、順位 1 番と同じですので説明は省略します。現地調査をしたところ、現在はキャベツが栽培されていました。本件の申請理由につきましては、申請人は証明書を添えて競売に参加し、買受後は申請地で、キャベツを栽培するとのことです。また、申請人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、承認要件のすべてを満たしております。内容は以上のとおりで、承認するを相当と思いますのでよろしくご審議のほど、お願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長

担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

	本件について承認することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。 (挙手全員)
議 長	挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。 順位 4 番について審議いたします。担当委員に説明をお願いします。
	議案第 3 号の 4
〇〇委員	順位 4 番についてご説明申し上げます。本件は、耕作目的の農地買受適格証明の申請です。本件の申請人は、〇〇町〇〇〇〇です。申請の地番、地積は、小浜町 2 6 3 7 番 1、登記簿地目山林、現況畑、地積 4, 0 3 6 m²です。申請地は、農業振興地域内の農用地区域外にあります。現地調査をしたところ、場所については、順位 1 番と同じですので説明は省略します。現地調査をしたところ、現在はキャベツが栽培されていました。本件の申請理由につきましては、申請人は証明書を添えて競売に参加し、買受後は申請地で、キャベツを栽培するとのことです。また、申請人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地への影響はないと思います。なお、本件については、取得後すべての農地を利用すること、所有農機具、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、承認要件のすべてを満たしております。内容は以上のとおりで、承認するを相当と思いますのでよろしくご審議のほど、お願いいたします。以上で説明を終わります。
議 長	担当委員の説明が終わりました。 ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。 (なし)
議 長	ご意見等が無いようですので、採決いたします。 本件について承認することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。 (挙手全員)
議 長	挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。 議案第 4 号を議題といたします。事務局に朗読を願います。 (事務局朗読)
議 長	事務局の朗読が終わりました。本議案は、農用地利用集積計画についてありますので、順位 1 番から 7 番について審議いたします。事務局に説明をお願いします。

議案第4号

事務局

それでは、農用地利用集積ですので、事務局より順位1番から7番につきまして、ご説明申し上げます。今回、農業経営基盤強化促進事業による利用権等の設定をしようとするものであります。

設定者は、〇〇町〇〇〇〇外6名。被設定者は、〇〇町〇〇〇〇外5名。申請の地番・地積は、笠上町7044番29登記簿地目山林、現況畑、地積479㎡外 畑19筆、合計地積15,316㎡です。

その内容ですが、順位1番は、新規に3年の賃借権を設定しようとするもので、畑8筆、合計地積が3,576㎡です。順位2番は、新規に6年10か月の賃借権を設定しようとするもので、畑1筆、地積が1,001㎡です。最後に順位3番から7番は、新規に10年の賃借権を設定しようとするもので、畑11筆、合計地積が10,739㎡です。

以上順位1番から7番の権利を取得しようとする被設定者は農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に規定されている利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしており、また、関係書類も整備されています。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

〇〇委員

地域によって変動があると思うが、10a当たりの賃料はいくらか。

事務局

申請書には面積合計の賃料が記載されているので、すぐには回答できません。のちほどお答えします。

議 長

ほかに、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

ご意見等が無いようですので、採決いたします。

本件について許可することに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でありますので、原案のとおり可決承認することに決します。

議案書の7ページから10ページに届出事項がございますので、ご覧ください。届出事項に対しまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(なし)

議 長

以上で、予定した議事が全て終了しました。これをもちまして、令和5

年度第8回銚子市農業委員会総会を閉会いたします。

本日は、ご苦勞様でした。

午後4時25分閉会

銚子市農業委員会会議規則第13条により署名する。

議 長

署名委員

署名委員